

**(別添) 児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について
(平成20年3月31日雇児福発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)**

改 正 後	現 行
<p>平成20年3月31日雇児福発第0331001号 各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知</p> <p>改正 平成24年6月20日雇児福発0620第1号 平成26年9月30日雇児福発0930第3号 平成28年8月 1日雇児福発0801第1号 平成30年9月28日子 家発0928第2号 令和 元年5月29日子 家発0529第1号 <u>令和 2年3月24日子 家発0324第1号</u></p> <p>児童扶養手当については、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第13条の3第1項の規定に基づき、児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（法第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）は、手当の一部を支給停止することとされている。</p> <p>この一部支給停止措置に関しては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第23号）及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第12号）が、それぞれ2月8日に公布・施行され、一部支給停止の額、一部支給停止措置が適用されない事由及びその具体的な手続き等が定められたところである。</p> <p>今般、当該一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、御了知の上、その運用に特段のご配慮をお願いするとともに、都道府県においては、管内市（指定都市、中核市及び特別区を含む。）町村長に周知方お願いする。</p> <p align="center">記</p> <p>I (略) II (略) III (略) IV (略)</p>	<p>平成20年3月31日雇児福発第0331001号 各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知</p> <p>改正 平成24年6月20日雇児福発0620第1号 平成26年9月30日雇児福発0930第3号 平成28年8月 1日雇児福発0801第1号 平成30年9月28日子 家発0928第2号 令和 元年5月29日子 家発0529第1号</p> <p>児童扶養手当については、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第13条の3第1項の規定に基づき、児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（法第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）は、手当の一部を支給停止することとされている。</p> <p>この一部支給停止措置に関しては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第23号）及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第12号）が、それぞれ2月8日に公布・施行され、一部支給停止の額、一部支給停止措置が適用されない事由及びその具体的な手続き等が定められたところである。</p> <p>今般、当該一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、御了知の上、その運用に特段のご配慮をお願いするとともに、都道府県においては、管内市（指定都市、中核市及び特別区を含む。）町村長に周知方お願いする。</p> <p align="center">記</p> <p>I (略) II (略) III (略) IV (略)</p>

(別紙1)

児童扶養手当一部支給停止の適用除外であることを確認する方法等

- 下記①から⑥までに掲げる期間（以下「確認期間」という。）内に提出された書類※により、受給資格者が当該確認期間内のいずれかの時点において、下記(1)から(5)までに掲げる一部支給停止適用除外事由のいずれかに該当することを確認した場合には、一部支給停止措置の適用除外とする。
 ※ 確認期間内に提出できないやむを得ない事情がある場合には、その事情が消滅してから速やかに提出された書類とする。

○ 下記(1)から(5)までに掲げる一部支給停止適用除外事由のいずれかに該当することを確認するための各種証明書類等の様式例として、様式例3から様式例8までを参照することが可能である。

なお、受給資格者の所有する証明書等により、下記(1)から(5)までに掲げる一部支給停止適用除外事由のいずれかに該当することが確認できる場合は、これらの様式例による証明等は省略することができる。

【一部支給停止適用除外事由に該当するかどうかを確認する期間（確認期間）】

- ① 5年等満了月の属する年（5年等満了月が1月から6月までであるときは、5年等満了月の属する年の前年）の現況届提出月（8月）の前々月（6月）から当該現況届提出月（8月）までの期間
- ② 5年等満了月が7月又は8月以外の場合における5年等満了月の前々月から当該5年等満了月までの期間
- ③ 5年等満了月の属する年の翌年（5年等満了月が1月から6月までであるときは、5年等満了月の属する年）以降における現況届提出月（8月）の前々月（6月）から当該現況届提出月（8月）までの期間
- ④ 上記①から③までの確認期間内において、手当の支給機関等の児童扶養手当事務担当者等から受給資格者に対し、就業に向けた指導等を行ったこと等により、当該確認期間の翌月中に下記（1）又は（2）に掲げる活動を行ったことを明らかにすることができる書類が、受給資格者から当該確認期間の翌月末日までに提出された場合における当該確認期間の翌月
- ⑤ 一部支給停止の適用となった後、一部支給停止適用除外事由に該当するに至った場合であって、当該該当するに至った月に適用除外事由届出書を提出するときにおける当該該当するに至った月
- ⑥ その他規則第3条の4第1項第1号に規定する期間

【一部支給停止適用除外事由及び確認方法】

(別紙1)

児童扶養手当一部支給停止の適用除外であることを確認する方法等

- 下記①から⑥までに掲げる期間（以下「確認期間」という。）内に提出された書類※により、受給資格者が当該確認期間内のいずれかの時点において、下記(1)から(5)までに掲げる一部支給停止適用除外事由のいずれかに該当することを確認した場合には、一部支給停止措置の適用除外とする。
 ※ 確認期間内に提出できないやむを得ない事情がある場合には、その事情が消滅してから速やかに提出された書類とする。

【一部支給停止適用除外事由に該当するかどうかを確認する期間（確認期間）】

- ① 5年等満了月の属する年（5年等満了月が1月から6月までであるときは、5年等満了月の属する年の前年）の現況届提出月（8月）の前々月（6月）から当該現況届提出月（8月）までの期間
- ② 5年等満了月が7月又は8月以外の場合における5年等満了月の前々月から当該5年等満了月までの期間
- ③ 5年等満了月の属する年の翌年（5年等満了月が1月から6月までであるときは、5年等満了月の属する年）以降における現況届提出月（8月）の前々月（6月）から当該現況届提出月（8月）までの期間
- ④ 上記①から③までの確認期間内において、手当の支給機関等の児童扶養手当事務担当者等から受給資格者に対し、就業に向けた指導等を行ったこと等により、当該確認期間の翌月中に下記（1）又は（2）に掲げる活動を行ったことを明らかにすることができる書類が、受給資格者から当該確認期間の翌月末日までに提出された場合における当該確認期間の翌月
- ⑤ 一部支給停止の適用となった後、一部支給停止適用除外事由に該当するに至った場合であって、当該該当するに至った月に適用除外事由届出書を提出するときにおける当該該当するに至った月
- ⑥ その他規則第3条の4第1項第1号に規定する期間

【一部支給停止適用除外事由及び確認方法】

〈改正後〉

〈現 行〉

(1) 受給資格者が就業している場合

以下のいずれかに該当することを確認する。

ア 受給資格者が雇用されている場合

以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 雇用主等が受給資格者を雇用していることを証明した書類
- ・ 受給資格者に賃金が支払われていることを証明した書類の写し（支払明細書の写し等）
- ・ 受給資格者が被保険者であることが明記された健康保険証等の写し
- ・ 受給資格者が厚生年金の加入者であることが確認できる書類
- ・ その他受給資格者が雇用されていることが確認できる書類

イ 受給資格者が雇用されず、就業している場合（受給資格者が事業主である場合、在宅就業等である場合等）

受給資格者が事業を営んでいることその他就業していることを以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 委託契約を締結し、請負事業等を行っている場合には、当該契約書の写し
- ・ その他受給資格者が就業していることが確認できる書類

(2) 受給資格者が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合

以下のいずれかに該当することを確認する。

ア 受給資格者が求職活動等就業するための活動を行っている場合

以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 福祉事務所等において母子・父子自立支援プログラムを策定することが予定されていること又は当該プログラムに基づいて支援を受けていることが確認できる書類（ただし、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは不要。）
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業相談、講習会等を受けていることが確認できる書類（ただし、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは不要。）
- ・ 公共職業安定所において求人情報の提供、職業相談、職業紹介、就職活動セミナーなど職業講習等が行われていることが確認できる書類（公共職業安定所により発行された「紹介状（本人控え）」又はその写し等）
- ・ 民間職業紹介事業所又は派遣事業所において、求職相談、職業紹介、就職セミナー、派遣労働者登録等が行われていることを確認できる書類

(1) 受給資格者が就業している場合

以下のいずれかに該当することを確認する。

ア 受給資格者が雇用されている場合

以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 雇用主等が受給資格者を雇用していることを証明した書類
- ・ 受給資格者に賃金が支払われていることを証明した書類の写し（支払明細書の写し等）
- ・ 受給資格者が被保険者であることが明記された健康保険証等の写し
- ・ その他受給資格者が雇用されていることが確認できる書類

イ 受給資格者が雇用されず、就業している場合（受給資格者が事業主である場合、在宅就業等である場合等）

受給資格者が事業を営んでいることその他就業していることを以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 委託契約を締結し、請負事業等を行っている場合には、当該契約書の写し
- ・ その他受給資格者が就業していることが確認できる書類

(2) 受給資格者が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合

以下のいずれかに該当することを確認する。

ア 受給資格者が求職活動等就業するための活動を行っている場合

以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 福祉事務所等において母子・父子自立支援プログラムを策定することが予定されていること又は当該プログラムに基づいて支援を受けていることが確認できる書類（ただし、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは不要。）
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業相談、講習会等を受けていることが確認できる書類（ただし、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは不要。）
- ・ 公共職業安定所において求人情報の提供、職業相談、職業紹介、就職活動セミナーなど職業講習等が行われていることが確認できる書類
- ・ 民間職業紹介事業所又は派遣事業所において、求職相談、職業紹介、就職セミナー、派遣労働者登録等が行われていることを確認できる書類

〈改正後〉

- ・ 求人者に採用選考を受けたこと等その他就業するための活動を行っていることを確認できる書類
- ・ 雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く。）を受給していることが確認できる書類（受給資格者証の写し等）
- ・ その他受給資格者が求職活動等就業するための活動を行っていることが確認できる書類

イ 職業能力の開発及び向上のために職業訓練校、専修学校その他養成機関に在学している場合

以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 公共職業訓練を受講中又は受講予定であることが確認できる書類（受講指示書の写し等）
- ・ 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他の養成機関に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）
- ・ その他受給資格者が職業訓練を受講中であるなど職業能力の開発及び向上を図っていることが確認できる書類

(3) 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態にある場合

以下のいずれかの書類等により確認する。

- ① 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
- ② 身体障害者手帳1級、2級又は3級の写し
- ③ 療育手帳（A）の写し
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し
- ⑤ 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真

※ ①及び②は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合や、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは、省略することができる。

※ ③及び④は、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは、省略することができる。

※ ⑤は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができる。

(4) 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合

以下のいずれかの書類等により確認する。

〈現行〉

- ・ 求人者に採用選考を受けたこと等その他就業するための活動を行っていることを確認できる書類
- ・ 雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く。）を受給していることが確認できる書類（受給資格者証の写し等）
- ・ その他受給資格者が求職活動等就業するための活動を行っていることが確認できる書類

イ 職業能力の開発及び向上のために職業訓練校、専修学校その他養成機関に在学している場合

以下のいずれかの書類により確認する。

- ・ 公共職業訓練を受講中又は受講予定であることが確認できる書類（受講指示書の写し等）
- ・ 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他の養成機関に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）
- ・ その他受給資格者が職業訓練を受講中であるなど職業能力の開発及び向上を図っていることが確認できる書類

(3) 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態にある場合

以下のいずれかの書類等により確認する。

- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
- ・ 身体障害者手帳1級、2級又は3級の写し
- ・ 療育手帳（A）の写し
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し
- ・ 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真

※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができる。

(4) 受給資格者が負傷・疾病その他これに類する事由により就業することが困難である場合

以下のいずれかの書類等により確認する。

- ・ 特定疾患医療受給者証の写し
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- ・ 特定疾病療養受療証の写し
- ・ 受給資格者が相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
- ※ 医師の診断書については、受給資格者に対して以下の点について周知を図ること。
- ・ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらうこと。
- ・ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口相談の上、必要に応じて、保健所などの公的な相談窓口相談すること。
- ・ その他受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であることを明らかにする書類等

(5) 受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が、障害の状態にあること、負傷・疾病、要介護状態にあることその他これに類する事由により、受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難である場合

以下のア及びイのいずれにも該当することを確認する。

ア 受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること、又は、疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する状態にあること

以下のいずれかの書類等により確認する。

- ① 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
- ② 身体障害者手帳1級、2級又は3級の写し
- ③ 療育手帳（A）の写し
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し
- ⑤ 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
- ※ ①及び②は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合や、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは、省略することができる。
- ※ ③及び④は、地方公共団体内の実施部署に直接確認できるときは、省略することができる。
- ※ ⑤は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固

- ・ 特定疾患医療受給者証の写し
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- ・ 特定疾病療養受療証の写し
- ・ 受給資格者が相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
- ※ 医師の診断書については、受給資格者に対して以下の点について周知を図ること。
- ・ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらうこと。
- ・ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口相談の上、必要に応じて、保健所などの公的な相談窓口相談すること。
- ・ その他受給資格者が負傷・疾病その他これに類する事由により就業することが困難であることを明らかにする書類等

(5) 受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が、障害の状態にあること、負傷・疾病、要介護状態にあることその他これに類する事由により、受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難である場合

以下の①及び②のいずれにも該当することを確認する。

① 受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること、負傷・疾病、要介護状態にあることその他これに類する状態にあること

以下のいずれかの書類等により確認する。

- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
- ・ 身体障害者手帳1級、2級又は3級の写し
- ・ 療育手帳（A）の写し
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し
- ・ 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
- ※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができる。

〈改正後〉

定している等の場合は、省略することができる。

- ・ 特定疾患医療受給者証の写し
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- ・ 特定疾病療養受療証の写し
- ・ 当該児童又は親族が相当期間、疾病、負傷若しくは要介護状態により療養等が必要であることを証する医師の診断書
※ この場合の医師の診断書については、受給資格者に対し以下の点について周知を図ること。
- ・ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらうこと。
- ・ かかりつけ医がない場合は、市町村の相談の上、必要に応じ、保健所などの公的な相談窓口にご相談すること。
- ・ 当該親族が要介護状態にあることが確認できる書類
- ・ その他当該児童又は親族が障害の状態にあること、疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する状態にあることにより介護が必要であること（受給資格者が就業することが困難である程度の状態にあること）が確認できる書類等

イ 受給資格者が介護を行う必要があること

以下の書類により確認する。

- ・ 受給資格者が当該児童又は親族の介護を行わなければならない事情を明らかにする書類（民生委員の証明等）

（別紙 2）
（略）

〈現 行〉

- ・ 特定疾患医療受給者証の写し
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- ・ 特定疾病療養受療証の写し
- ・ 当該児童又は親族が相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
※ この場合の医師の診断書については、受給資格者に対し以下の点について周知を図ること。
- ・ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらうこと。
- ・ かかりつけ医がない場合は、市町村の相談の上、必要に応じ、保健所などの公的な相談窓口にご相談すること。
- ・ 当該親族が要介護状態にあることが確認できる書類
- ・ その他当該児童又は親族が障害の状態にあること、負傷・疾病、要介護状態にあることその他これに類する状態にあることにより介護が必要であること（受給資格者が就業することが困難である程度の状態にあること）が確認できる書類等

② 受給資格者が介護を行う必要があること

以下の書類により確認する。

- ・ 受給資格者が当該児童又は親族の介護を行わなければならない事情を明らかにする書類（民生委員の証明等）

（別紙 2）
（略）

(様式例1の1)
5年等満了月を迎えると見込まれる受給資格者に対し、1回目の事前通知として6月中に送付するもの
※この様式例は、5年等満了月が10月の受給資格者に対し送付するもの。

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

- あなたは、令和〇〇年10月末日において、児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当すると見込まれます。
- この場合、下記①又は②により必要な書類を提出していただければ、令和〇〇年11月以降も、同年10月以前と同様に児童扶養手当を受給することができます。

※ 所得の状況や家族の状況等に変化があった場合は、この限りではありません。

- ① 下記の1～5のいずれかの事由に該当する場合には、令和〇〇年8月1日から31日までの間に、現況届と併せて、別添の「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類（以下「必要書類」という。）を下記の来庁先（市町村）の窓口まで持参して下さい。

※ 次頁以降の注1から注3をよく読み、下記の1～5に関する状況を確認するために必要な書類を添付して下さい。

- 1 就業している。
- 2 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- 3 身体上又は精神上的の障害がある。
- 4 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- 5 あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

- ② 上記の1～5に該当しない方は、令和〇〇年8月中の現況届時に、下記の来庁先（市町村）の窓口までご相談においで下さい。その上で、求職活動等を行った場合には、同年9月末日までに必要書類を下記郵送先（来庁先）まで郵送又は持参して下さい。

- 上記の手続きを行わなかった方は、令和〇〇年11月分より児童扶養手当の2分の1が支給停止となる可能性がありますので、不明な点などがある場合には必ず下記来庁先（市町村の担当窓口）までご連絡下さい。

郵送先（来庁先）

〇〇市町村〇〇〇〇課〇〇〇〇係
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

(様式例1の1)
5年等満了月を迎えると見込まれる受給資格者に対し、1回目の事前通知として6月中に送付するもの
※この様式例は、5年等満了月が10月の受給資格者に対し送付するもの。

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

- あなたは、令和〇〇年10月末日において、児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当すると見込まれます。
- この場合、下記①又は②により必要な書類を提出していただければ、令和〇〇年11月以降も、同年10月以前と同様に児童扶養手当を受給することができます。

※ 所得の状況や家族の状況等に変化があった場合は、この限りではありません。

- ① 下記の1～5のいずれかの事由に該当する場合には、令和〇〇年8月1日から31日までの間に、現況届と併せて、別添の「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類（以下「必要書類」という。）を下記の来庁先（市町村）の窓口まで持参して下さい。

※ 次頁以降の注1から注3をよく読み、下記の1～5に関する状況を確認するために必要な書類を添付して下さい。

- 1 就業している。
- 2 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- 3 身体上又は精神上的の障害がある。
- 4 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- 5 あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

- ② 上記の1～5に該当しない方は、令和〇〇年8月中の現況届時に、下記の来庁先（市町村）の窓口までご相談においで下さい。その上で、求職活動等を行った場合には、同年9月末日までに必要書類を下記郵送先（来庁先）まで郵送又は持参して下さい。

- 上記の手続きを行わなかった方は、令和〇〇年11月分より児童扶養手当の2分の1が支給停止となる可能性がありますので、不明な点などがある場合には必ず下記来庁先（市町村の担当窓口）までご連絡下さい。

郵送先（来庁先）

〇〇市町村〇〇〇〇課〇〇〇〇係
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

(注1)「児童扶養手当の支給から5年を経過する等の要件」とは、下記の要件のことを指します。

- ① 支給開始月の初日から起算して5年
または、
- ② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年
のうちいずれか早い方を経過したとき

※ ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む。）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

(注2)「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に添付する関係書類とは、以下の①、②、③、④のいずれかを指します。

- ① あなたが就業している、又は、求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は次のいずれかの書類
 - 雇用されている場合は、
 - ・雇用証明書
 - ・賞金支払明細書の写し
 - ・健康保険証の写し 等
 - 自営業に従事している場合は、自営業従事申告書等
 - 求職活動等を行っている場合は、
 - ・求職活動等申告書及び申告内容に関する証明書
 - ・雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く）を受給している場合は、受給資格者証の写し 等
 - 公共職業訓練を受けている場合は、職業安定所による受講指示書の写し等
 - 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合は、在学証明書等

- ② あなたが身体上又は精神上的の障害を有している場合は次のいずれかの書類
 - 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
 - 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
 - 療育手帳（A）の写し
 - 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し
 - ※ 上記書類について、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。
 - 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態（下記（参考）を参照）に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
 - ※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

- ③ あなたが**疾病、負傷又は要介護状態**等により就業することが困難な場合は次のいずれかの書類
 - 特定疾患医療受給者証の写し
 - 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
 - 特定疾病療養受療証の写し
 - 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
 - ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
 - ※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。
 - その他、**疾病、負傷又は要介護状態**等により就業が困難であることを明らかにできる書類

- ④ あなたが監護する児童又はあなたの親族が**障害、疾病、負傷、又は要介護状態**等

(注1)「児童扶養手当の支給から5年を経過する等の要件」とは、下記の要件のことを指します。

- ① 支給開始月の初日から起算して5年
または、
- ② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年
のうちいずれか早い方を経過したとき

※ ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む。）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

(注2)「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に添付する関係書類とは、以下の①、②、③、④のいずれかを指します。

- ① あなたが就業している、又は、求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は次のいずれかの書類
 - 雇用されている場合は、
 - ・雇用証明書
 - ・賞金支払明細書の写し
 - ・健康保険証の写し 等
 - 自営業に従事している場合は、自営業従事申告書等
 - 求職活動等を行っている場合は、
 - ・求職活動等申告書及び申告内容に関する証明書
 - ・雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く）を受給している場合は、受給資格者証の写し 等
 - 公共職業訓練を受けている場合は、職業安定所による受講指示書の写し等
 - 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合は、在学証明書等

- ② あなたが身体上又は精神上的の障害を有している場合は次のいずれかの書類
 - 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
 - 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
 - 療育手帳（A）の写し
 - 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し
 - 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態（下記（参考）を参照）に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
 - ※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

- ③ あなたが**負傷・疾病**等により就業することが困難な場合は次のいずれかの書類
 - 特定疾患医療受給者証の写し
 - 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
 - 特定疾病療養受療証の写し
 - 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
 - ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
 - ※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。
 - その他、**負傷・疾病**等により就業が困難であることを明らかにできる書類

- ④ あなたが監護する児童又はあなたの親族が**障害、負傷・疾病、要介護状態**等

- にあることにより、あなたがこれらの方の介護を行う必要があり、就労が困難である場合は、児童や親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等にあることを確認できる次のいずれかの書類に加えて、あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類（民生委員の証明など）
- 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
 - 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
 - 療育手帳（A）の写し
 - 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し
- ※ 上記書類について、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。
- 児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
- ※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。
- 特定疾患医療受給者証の写し
 - 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
 - 特定疾病療養受療証の写し
 - 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
- ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
- ※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。
- 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類
 - 児童又は親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

(注3) 上記(注2)に掲げる関係書類については、令和〇〇年6月から令和〇〇年8月末日までの間のいずれかの時点におけるあなたの状況が明らかとなるものを添付して下さい。

(参考) 児童扶養手当法施行令別表第1

- 一 両眼の視力の和が〇.〇八以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしやくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

(様式例1の2)～(様式例4) (略)

- である場合は、児童や親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等にあることを確認できる次のいずれかの書類に加えて、あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類（民生委員の証明など）
- 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
 - 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
 - 療育手帳（A）の写し
 - 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し
 - 児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
- ※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。
- 特定疾患医療受給者証の写し
 - 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
 - 特定疾病療養受療証の写し
 - 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
- ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
- ※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。
- 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類
 - 児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

(注3) 上記(注2)に掲げる関係書類については、令和〇〇年6月から令和〇〇年8月末日までの間のいずれかの時点におけるあなたの状況が明らかとなるものを添付して下さい。

(参考) 児童扶養手当法施行令別表第1

- 一 両眼の視力の和が〇.〇八以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしやくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

(様式例1の2)～(様式例4) (略)

(様式例 5)

求 職 活 動 等 申 告 書

(記入方法)

あなたの求職活動等の状況について、該当する番号を○印で囲んで下さい。
(7を○印で囲んだ場合は、その内容を記入して下さい。)

- 1 母子・父子自立支援プログラムに基づき自治体の就労支援を受けている。
・母子・父子自立支援プログラムを作成した自治体の名称
()
- 2 母子家庭等就業・自立支援センターを利用して求職活動をしている。
・母子家庭等就業・自立支援センターの名称
()
- 3 公共職業安定所を利用して求職活動をしている。
- 4 民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。
- 5 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。
- 6 募集広告などにより求人企業に応募し、採用選考(面接)を受けた。
- 7 その他 ()

児童扶養手当支給機関 殿

私の求職活動等の状況について、上記のとおり申告する。

令和 年 月 日

(児童扶養手当受給資格者氏名)

(注) 求職活動等申告書中、1～5に該当する方は、「求職活動支援機関等証明書」(様式例6)を、6に該当する方は、「採用選考証明書」(様式例7)を、7に該当する方は、当該求職活動等の状況を明らかにできる書類を併せて添付して下さい。

ただし、求職活動等申告書中、以下のいずれかに該当する方は、「求職活動支援機関等証明書」(様式例6の1)又は(様式例6の2)の添付は不要です。

- ・ 1に該当する方のうち、児童扶養手当の認定を受けた自治体と母子・父子自立支援プログラムを策定した自治体が同一であること等により、自治体内において申告内容の確認ができるとき
- ・ 2に該当する方のうち、児童扶養手当の認定を受けた自治体と母子家庭等就業・自立支援センターを設置している自治体が同一であること等により、自治体において申告内容の確認ができるとき
- ・ 3に該当する方のうち、公共職業安定所により発行された「紹介状(本人控え)」又はその写し等により、申告内容の確認ができるとき

(様式例 6) ～ (様式例 8) (略)

(様式例 5)

求 職 活 動 等 申 告 書

(記入方法)

あなたの求職活動等の状況について、該当する番号を○印で囲んで下さい。
(7を○印で囲んだ場合は、その内容を記入して下さい。)

- 1 母子・父子自立支援プログラムに基づき自治体の就労支援を受けている。
・母子・父子自立支援プログラムを作成した自治体の名称
()
- 2 母子家庭等就業・自立支援センターを利用して求職活動をしている。
・母子家庭等就業・自立支援センターの名称
()
- 3 公共職業安定所を利用して求職活動をしている。
- 4 民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。
- 5 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。
- 6 募集広告などにより求人企業に応募し、採用選考(面接)を受けた。
- 7 その他 ()

児童扶養手当支給機関 殿

私の求職活動等の状況について、上記のとおり申告する。

令和 年 月 日

(児童扶養手当受給資格者氏名)

(注) 求職活動等申告書中、1～5に該当する方は、「求職活動支援機関等証明書」(様式例6)を、6に該当する方は、「採用選考証明書」(様式例7)を、7に該当する方は、当該求職活動等の状況を明らかにできる書類を併せて添付して下さい。

ただし、求職活動申告書中、1に該当する方のうち、児童扶養手当の認定を受けた自治体と母子・父子自立支援プログラムを策定した自治体が同一の場合や、2に該当する方のうち、児童扶養手当の認定を受けた自治体と母子家庭等就業・自立支援センターを設置している自治体が同一であること等により、自治体において申告内容の確認ができるときは、「求職活動支援機関等証明書」(様式例6)の添付は不要です。

(様式例 6) ～ (様式例 8) (略)